

議第 1 号

令和 6 年 2 月 2 2 日

小山市議会

議長 篠 崎 佳 之 様

提出者 小山市議会議員 福 田 幸 平

賛成者 小山市議会議員 植 村 一

〃 山野井 孝

〃 森 田 晃 吉

〃 荒 川 美代子

小山市議会議員の請負の状況の公表に関する条例の制定について

上記議案を、地方自治法第 1 1 2 条及び小山市議会会議規則第 1 4 条第 1 項の規定により、別紙のとおり提出します。

(提案理由)

地方自治法の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 1 0 1 号）が施行され、これまで認められなかった議員個人と市との請負について、政令で定める額までは規制の対象から除かれることに伴い、議員の請負の状況を公表することにより透明性を確保するとともに、議会運営の公正及び事務執行の適正を図ることを目的に、条例を制定するものである。

## 小山市議会議員の請負の状況の公表に関する条例（案）

### （目的）

第1条 この条例は、小山市議会議員（以下「議員」という。）が小山市に対し請負（地方自治法（昭和22年法律第67号）第92条の2に規定する請負をいう。以下同じ。）をする者又はその支配人である場合における請負の状況を公表すること等により、請負の状況の透明性を確保し、もって議会の運営の公正及び事務の執行の適正を図ることを目的とする。

### （報告）

第2条 議員は、毎年6月1日から同月30日までの間（当該期間内に任期満了又は議会の解散による任期終了により議員でない期間がある者で当該任期満了又は議会の解散による選挙により再び議員となったものにあつては、再び議員となった日から起算して30日を経過する日までの間）に、当該6月30日の属する会計年度の前会計年度（議員である期間に限る。第1号エにおいて同じ。）における小山市に対する請負（当該前会計年度において支払を受けたものに限る。）について、議長に対し、次に掲げる事項を報告しなければならない。

#### (1) 請負ごとに、それぞれ次に掲げる事項

ア 請負の対象とする役務、物件等

イ 契約締結日

ウ 契約金額（契約金額が定められている請負に限る。）

エ 当該6月30日の属する会計年度の前会計年度において支払を受けた総額

#### (2) 前号エに掲げる総額の合計額

2 議員は、前項の規定による報告を訂正する必要があるときは、議長に、当該訂正の内容を届け出なければならない。

### （報告の一覧の作成及び公表）

第3条 議長は、前条第1項の規定による報告（同条第2項の規定による訂正があつた場合にあつては、当該訂正後の報告）の一覧を作成し、公表しなければならない。

### （報告等の保存及び閲覧等）

第4条 第2条の規定による報告及び訂正は、議長において、当該報告をすべき期

限の翌日から起算して5年を経過する日まで保存しなければならない。

2 何人も、議長に対し、前項の規定により保存されている報告及び訂正の閲覧又は写しの交付を請求することができる。

(委任)

第5条 この条例の施行に関し必要な事項は、議長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、令和5年4月1日に始まる会計年度における請負から適用する。

議第2号

令和6年2月22日

小山市議会

議長 篠崎佳之様

提出者 小山市議会議員 福田幸平

賛成者 小山市議会議員 植村一

〃 山野井孝

〃 森田晃吉

〃 荒川美代子

小山市議会議員の政治倫理に関する条例の一部改正について

上記議案を、地方自治法第112条及び小山市議会会議規則第14条第1項の規定により、別紙のとおり提出します。

(提案理由)

地方自治法の一部を改正する法律（令和4年法律第101号）が施行され、これまで認められなかった議員個人と市との請負について、政令で定める額までは規制の対象から除外されたことに伴い、本条例に定める議員の親族等による市との請負契約について、改正地方自治法との整合を図る必要が生じたことから、条例の一部に所要の改正をするため、提案するものである。

小山市議会議員の政治倫理に関する条例の一部を改正する条例（案）

小山市議会議員の政治倫理に関する条例（平成19年条例第17号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(審査会の設置)</p> <p>第5条 略</p> <p>2～5 略</p> <p>6 <u>前各号</u>に定めるもののほか、審査会について必要な事項は、規程で定める。</p> <p>(市との<u>請負契約等</u>に関する事項)</p> <p>第9条 議員の配偶者、議員の2親等以内の親族若しくは議員と同居の親族が経営する企業又は議員が実質的に経営に携わる企業は、法第92条の2の規定の趣旨を尊重し、市との<u>請負等</u>に関する契約を辞退するよう努め、<u>市民に疑惑の念を生じさせないようにしなければならない。</u>ただし、<u>災害等特別な理由があるときは、この限りでない。</u></p> <p>2 略</p>	<p>(審査会の設置)</p> <p>第5条 略</p> <p>2～5 略</p> <p>6 <u>前各項</u>に定めるもののほか、審査会について必要な事項は、規程で定める。</p> <p>(市との<u>請負契約</u>に関する事項)</p> <p>第9条 議員の配偶者、議員の2親等以内の親族若しくは議員と同居の親族が経営する企業又は議員が実質的に経営に携わる企業は、<u>市民に疑惑の念を生じさせないように</u>、法第92条の2の規定の趣旨を尊重し、市との<u>請負</u>（同条に規定する請負をいう。以下同じ。）に関する契約を辞退するよう努め<u>なければならない。</u>ただし、<u>各会計年度において支払を受ける当該請負の対価の総額が、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第121条の2に規定する額以下である場合は、この限りでない。</u></p> <p>2 略</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。